

土地利用連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域特性を活かした土地の総合的かつ計画的な利用を推進するため、土地利用連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 調整会議は、次の事項について情報交換するものとする。

- (1) 土地の有効、高度利用に関する事。
- (2) 企業誘致及び地域開発等の土地に関する事。
- (3) 環境保全に係る土地に関する事。
- (4) 土地利用計画の総合調整に関する事。
- (5) その他土地利用上、特に必要と認める事。

(構成)

第3条 調整会議は、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、観光経済部長、都市整備部長をもって構成する。

2 都市整備部長が必要と認めるときは、前項に掲げる者以外の職員を臨時に調整会議に出席させることができる。

(招集)

第4条 調整会議は、前条第1項に掲げる部長の申し出により都市整備部長が招集する。

(報告)

第5条 都市整備部長は、調整会議の結果を随時市長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、都市整備部都市政策グループにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成7年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。